

約款集（2023年6月1日改定）

1. 電子交付約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款（以下「本電子交付約款」といいます。）は、三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様へ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネット、電子メールその他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）による提供（以下「電子交付」といいます。）を行うことを可能とするサービス（以下「本電子交付サービス」といいます。）に関して、その取扱い等を定めるものです。

（電子交付方法）

第2条 本電子交付サービスにおいて、当社がお客様に対して電子交付を行う場合において使用する電磁的方法は、次の各号に掲げるものをいいます。

- （1）当社の使用に係る電子計算機とお客様の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、お客様の使用に係る電子計算機に備えられたお客様ファイル（専らお客様の用に供せられるファイルをいいます。以下同じ。）に記録する方法
- （2）当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る電子計算機に備えられたお客様ファイルに当該記載事項を記録する方法
- （3）当社の使用に係る電子計算機に備えられたお客様ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法
- （4）閲覧ファイル（当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数のお客様の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいいます。以下同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法

2. 電子交付による対象書面の記載事項はPDFファイル形式、HTML形式、又は当社が指定する形式で提供します。記載事項の表示には当社が別途推奨するインターネットブラウザ等を使用していただきますが、当該ブラウザ等の取得等を含めたご利用環境の構築はお客様ご自身で行っていただくものとします。

（対象書面）

第3条 対象書面とは、金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令及び自主規制法人関係諸規則その他関係法令・諸規則により電磁的方法による交付等が認められている書面、その他当社とお客様の権利・義務に関する書類のうち、次の各号に掲げるものその他当社が本電子交付サービスの対象として定め、当社ウェブサイト上に電子交付を行う書面として掲げる書面とします。

- （1）約款集
- （2）目論見書
- （3）契約締結前交付書面
- （4）契約締結時交付書面（取引報告書）
- （5）取引残高報告書

(6) 特定口座年間取引報告書

(電子交付の承諾)

第4条 お客様は取引口座開設時に当社ウェブサイトにて本電子交付約款の内容をご理解いただいた上で、対象書面すべてについて電子交付に一括して承諾いただきます。

(対象書面の追加)

第5条 当社が本電子交付サービスにより提供する書面の種類を追加する場合には、当該追加する書面について、当社のウェブサイトにて事前に公表することで、お客様から電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱うこととします。

(対象書面の不交付)

第6条 当社は対象書面の書面による交付を行いません。書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。

(閲覧可能期間)

第7条 対象書面の記載事項は、当社のウェブサイト上の公式ページ又はお客様ページにおいて、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後、原則として5年間閲覧することができ、印刷することができます。目論見書については当該目論見書の提供があった時から、原則として5年間閲覧することができ、印刷することができます。ただし、法令等の定めのある場合は、当該定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。

(電子交付の内容の変更)

第8条 本電子交付約款は法令諸規則の変更、監督官庁の指示、又はその他必要性が生じた時に変更されることがあります。当社がかかる変更について、電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合には、あらかじめ当社のウェブサイト上に掲載し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく変更を行うことができるものとします。

(電子交付の解除)

第9条 電子交付は次の各号に該当する場合には解除されるものとします。

- (1) 「証券取引約款」に定める取引口座の解約の事由に該当した場合、又はやむを得ない事由により当社が電子交付等の解除を申し出た場合
- (2) 「証券取引約款」に定める本電子交付サービスの利用解除が行われた場合
- (3) 当社が電子交付サービスを終了した場合

(免責)

第10条 当社は次に掲げる事由により生じるお客様の損害については、免責されるものとします。

- (1) 通信回線、通信機器、コンピュータ・システム機器の障害又は混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等により生じた損害で、当社の故意又は重過失に起因するものでないもの。
- (2) お客様ご自身で入力したか否かに関わらず、あらかじめ当社に届けられている内容と

一致しない、お客様以外の第三者が電子交付等を利用したことにより損害が生じた場合。

- (3) 天変地異、政変、感染症、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、各種情報の提供等が遅延し、又は不能になったことにより損害が生じた場合。
- (4) その他、証券取引約款の規定に定める損害が生じた場合。

(その他)

第 11 条 この約款に定めがない場合は「証券取引約款」の内容に従います。

以上

2. 証券取引約款

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様と三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)で行われる取引又はサービス(以下「本サービス」といいます。)に関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
2. お客様は、本約款を含む約款集、その他法令・諸規則等に従って本サービスをご利用いただくことといたします。
 3. 前項のほか、当社は、お客様に対し、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)の規定に基づき、目論見書及び契約締結前交付書面等をお客様に交付いたします(「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電磁的方法による交付を含みます。)。お客様は、目論見書及び契約締結前交付書面の内容を十分に理解したうえで、取引を行うものとします。

(本サービスの申込方法)

- 第2条 お客様は、当社所定の申込方法にて必要事項を入力し証券取引口座の口座開設申込み(各種届出・承諾・告知・申請)を行い、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。なお、当社は、承諾の前提として、お客様の入力内容に関連して、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。
2. お客様が前項の申込みを行う場合は、当社が別に定める次の約款に基づく取引、それらを組み合わせた取引、又はサービス(以下、本サービスと合わせて「証券取引」といい、その取扱口座を「本口座」といいます。)の申込みを同時に行うものとし、以下に定める約款にも承諾したものとします。
 - (1) 電子交付約款
 - (2) 電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款
 - (3) 特定口座に係る上場株式等保管委託約款
 - (4) 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
 - (5) 保護預り約款
 3. 当社は、当社が第1項の承諾をしない場合、その理由を開示しないものとします。
 4. 当社は、本サービスの申込みについては、お客様が当該申込みの内容の入力及び送信を行い、その内容を当社が受信した時点で受付けた(以下「受付」といいます。)ものとし、
 5. 当社は、お客様が次の各号に該当する場合、お客様のお申込みに応じないものとします。
 - (1) お客様の年齢が満18歳未満である場合
 - (2) お客様が外国PEPs(Politically Exposed Personsの略。外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これに類する機関において重要な地位を占める者として「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」に定める者及び同規則に定める者であった者並びにこれらの者の家族を指す。以下同じ。)である場合
 - (3) お客様が非居住者である場合
 - (4) お客様又はお客様の代理人が次に掲げる者(以下「反社会的勢力」といいます。)

に該当する場合

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- ② 暴力団員等と以下のいずれかに該当する関係にある者
 - (i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (iii) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (v) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ③ 本人が、自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした者
 - (i) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定められた行為
 - (ii) 暴力的な要求行為
 - (iii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (iv) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (v) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (vi) その他前各号に準ずる行為
- (5) 本約款にご同意いただけない場合
- (6) お客様が第10条第1項各号（同項第1号及び第2号を除く。）に該当するおそれがあるものと当社が判断した場合
- (7) お客様が、本約款に定める禁止行為を行った場合
- (8) お客様が実在しない場合
- (9) お客様が本サービスの申込みに際し、虚偽、誤記又は記入漏れをした場合、又はそれが発覚した場合
- (10) お客様が過去に当社により本サービスを解約されたことがある場合、又はそれが発覚した場合
- (11) お客様につき、差押え等の手続開始の申立てがなされている場合、租税滞納処分を受けている場合、手形・小切手の不渡処分を受けている場合、営業の廃止若しくは清算手続きが開始された場合等、お客様が行う取引が否認されるおそれや、清算、受渡し等が適切になされないおそれがあると当社が判断した場合
- (12) 前各号の他、お客様との取引が望ましくないと当社が判断する場合

（本人確認と反社会的勢力でないことの確約）

第3条 当社は、お客様が本口座を開設される際及び本口座の開設後適宜に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及びその関連法令に基づく取引時確認を含む本人確認、及びお客様が開設された口座の同一性を確認するための当社所定の本人確認手続き（以下、併せて「本人確認手続き等」といいます。）を行います。

2. お客様が前項の本人確認手続き等に応じない場合又はお客様の本人確認に疑義が生じた場合、相当の手続きが完了し、又は当該疑義が解消するまでの間、本口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。
3. お客様が当社と証券取引を行う場合は、お客様及びお客様の代理人が反社会的勢力ではないことを、表明保証し又は確約頂きます。なお、当社の反社会的勢力に対する対応方針は、以下の通りです。

[反社会的勢力に対する基本方針](#)

4. お客様は、本口座の開設申込にあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るものといたします。

（反社会的勢力の排除）

第4条 お客様及びお客様の代理人は、次の各号に規定する事項について、確約するものとします。

- (1) 過去5年以内及び現在、お客様及びお客様の代理人が反社会的勢力、反社会的勢力を利用して認められる場合、お客様が反社会的勢力に対して資金の提供その他便宜の供与をしていると認められる場合及び反社会的勢力とお客様が社会的に非難されるべき関係を有している場合に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為を行わないこと。
2. 当社は、お客様又はお客様の代理人が、前条各号のいずれかに該当し、若しくはいずれかに該当する行為をし、又は本約款に同意した時点で前条各号のいずれかに違反していたことが判明していた場合には、事前に通知又は催告することなく本サービスを停止及び解約することができるものとします。お客様及びお客様の代理人は、当該停止又は解約に対して異議申立てをせず、また、これにより損害が生じた場合でも、すべてお客様及びお客様の代理人の責任となります。

（本人確認と本サービスの利用）

第5条 お客様は本人確認手続き等が完了した以降に本サービスを利用することができます。

2. 本サービスのご利用に必要な通信機器等は、お客様がご用意いただくものとします。
3. 当社が第1項の本人確認を行うことができない場合、お客様は、当社の指示にしたがい本人確認のため必要な手続を行うものとします。
4. お客様は、自己資金により自己のために本サービスを利用することとし、理由のいかんを問わず、本サービスを利用するために必要なメールアドレス、認証コード、ログインパスワード及び取引パスワード等を第三者に使用させ、若しくは譲渡、貸与、名義変更、売買等を行うことはできないものとします。

(利用時間等)

第6条 お客様が本サービスを利用できる時間（お問合せいただける時間を含みます。）は、当社が別途定める時間とします。

(法令等の遵守)

第7条 お客様及び当社は、本サービスの利用に当たり、金商法その他関係法令、日本証券業協会等の定める諸規則及び慣習が適用されることを了承し、また、これらの法令、諸規則及び慣習を遵守するものとします。

(自己責任の原則)

第8条 お客様は、この約款の内容を十分把握し、自らの責任と判断において本サービスを利用するものとします。

(本サービスの変更、中止、制限)

第9条 当社は、お客様に通知することなく、本サービスの内容を変更又は中止することがあります。

2. 当社は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなく、お客様の本サービスの利用につき、当社が必要と認める範囲で中止又は制限することがあります。当社は当該中止又は制限の理由につき開示できない場合があります。
 - (1) 当社が、お客様が本サービスの利用において通常の範囲を逸脱し過度の利用を行うものと判断した場合
 - (2) お客様が本人確認手続き等に応じない場合
 - (3) お客様の本人特定事項に疑義があるものと当社が判断した場合
 - (4) 当社が、お客様の取引状況やお客様からのお預り資産の状況等に鑑み、本サービスの利用を制限することが適当であると判断した場合
 - (5) お客様が次条第1項各号（同項第1号及び第2号を除く。）に該当するおそれがあるものと当社が判断した場合
 - (6) 本サービスの利用に当たり、お客様が登録されたご自身の情報が最新の情報でなかった場合
 - (7) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (8) 通信回線、通信機器、コンピューター・システム機器の障害又は混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等が発生した場合。
 - (9) 本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略又は中断が発生した場合
 - (10) 天災や事変、感染症、同盟罷業などの非常事態が発生した、又は発生するおそれがある場合
 - (11) 本サービスの提供、又はその前提となる行為が、当社に適用のある法令、規則、官公庁の命令等に基づき制限又は停止が必要となる場合
 - (12) その他お客様による本サービスの利用が不相当であると当社が判断した場合
3. お客様の口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると当社が認めた場合には、本サービスの全部又は一部の制限その他必要な措置を講じること（当社の所定の方法により

当該預り金銭をお客様の指定預貯金口座に出金することを含みますが、これらに限りません。) があります。

4. 第2項各号の本サービスの変更、中止又は制限によりお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。ただし、第2項第7号、第8号については、本約款の免責事項の定めによるものとします。

(解約)

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスを解約できるものとします。

- (1) お客様が当社所定の方法で、本サービスの解約を申し出た場合
- (2) お客様が保護預り口座を解約したとき
- (3) お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払わない場合
- (4) お客様が本口座に係る届出事項又は本人確認等に係る本人特定事項等について事実と反する届出等を行ったと当社が認めた場合
- (5) お客様がこの約款及び当社の他の約款又は規定、その他法令諸規則等に違反した場合
- (6) お客様又はお客様の代理人が反社会的勢力であることが判明し、当社が解約を申し出た場合
- (7) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し入れた場合
- (8) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたと当社が認めた場合
- (9) お客様よりお預りする資産の全部又は一部が犯罪行為により不正に取得したものであると当社が判断した場合。
- (10) お客様からの預かり資産の全部又は一部が、お客様ご自身の資産ではない疑いがあると当社が判断した場合
- (11) お客様が本約款を含む約款集の変更不同意の場合
- (12) お客様が当社の定める範囲内及び期間内に本サービスを利用されない場合
- (13) お客様が日本国内の居住者でなくなる場合、若しくは非居住者となった場合。ただし、お客様が、当社が別に定める取扱いについてご承認のうえ、当社所定の手続をしていただき、当社が承諾した場合には、その定め範囲でお取扱いを継続することができます。
- (14) 相当の期間に亘って当社からお客様への連絡が不通となった場合
- (15) お客様の所在が不明となり、不在者財産管理人が選任された場合
- (16) お客様が死亡(認定死亡を含みます。)したことを当社が確認した場合、又は失踪の宣告を受けた場合
- (17) お客様が意思能力を失い、又はお客様の判断能力が著しく低下し、その回復の見込みがないと当社が判断した場合
- (18) お客様、お客様の代理人及びお客様の関係者等が当社に対し、損失補てん等、当社に履行義務のない行為を不当に要求した場合
- (19) お客様が本口座を第三者と共同利用している、又は第三者に貸与している疑いがあると当社が判断した場合

- (20) 同一のお客様において、当社の事由による場合を除き、複数の口座保有が認められた場合。なお、事由のいかんを問わず、その重複口座の解消のため、すべての口座、又は一部の口座は解約となります。
 - (21) 合理的な事由に基づき、当社が各契約又はサービスの解約を申し出たとき
 - (22) お客様が当社のシステムに対して、著しく多くのアクセスを行うことにより相当の負荷がかかることとなり、他のお客様の取引に影響を及ぼす状況であると認められた場合
 - (23) お客様の口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (24) 当社が本約款に定める契約に関する業務を営むことができなくなったとき
 - (25) お客様が本約款に定める禁止行為を行った場合
 - (26) お客様が実在しない場合
 - (27) お客様が本サービスの申込みに際し、虚偽、誤記又は記入漏れをした場合、又はそれが発覚した場合
 - (28) お客様が過去に当社により本サービスを解約されたことがある場合、又はそれが発覚した場合
 - (29) お客様につき、差押え等の手続開始の申立てがなされている場合、租税滞納処分を受けている場合、手形・小切手の不渡処分を受けている場合、営業の廃止若しくは清算手続が開始された場合等、お客様が行う取引が否認されるおそれや、清算、受渡し等が適切になされないおそれがあると当社が判断した場合
 - (30) 前各号のほか、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合、又はその他やむを得ない事由がある場合
2. 当社は、前項各号に該当すると判断した理由についてお客様に開示いたしません。
 3. 第1項各号のほか、お客様が外国 P E P s に該当することが判明したときは、お客様の約款に定める各契約は解約されるものとします。
 4. 本サービスが解約された場合、当社はお客様よりお預りする金銭及び保護預り有価証券を当社の定める方法により返還するものとします。
 5. 第1項に基づき本サービスが解約された場合、当社は本口座を廃止できるものとします。
 6. 前5項により本サービスが解約された際にお客様に生じた損害に対しては、当社はその責任を負わないものとします。

(取引対象の有価証券)

第11条 お客様が本サービスにより取引が可能となる有価証券は信託法（平成18年法律108号。その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）に従って設定される信託の一般受益権（注）その他当社が定める有価証券とします。

（注）一般受益権は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により同条第1項第14号に定める信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券とみなされる権利であって、金融商品取引法第5条第1項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の13第3号に定める特定有価証券、及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第1条第4号イに定める内国信託受益証券に該当する権利のことをいいます。ただし、取扱対象の有価証券は、日本証券業協会等の規制又は当社の自主的な規制等により、お客様に通知することなく変更

されることがあります。

(取得の申込みの受付)

第12条 当社は、お客様が本サービスを利用して行った有価証券の取得の申込みは、お客様が当該取得の申込みの内容の入力及び送信を行い、その内容を当社が受信した時点で受け付けたものとしします。

2. 当社はお客様からの取得の申込みの内容が次のいずれかに該当する場合は、当該取得の申込みの受付を行わないものとしします。

- (1) お客様が実在しない場合
- (2) お客様が本サービスの申込みの際し、虚偽、誤記又は記入漏れをした場合、又はそれが発覚した場合
- (3) お客様が過去に当社により本サービスを解約されたことがある場合、又はそれが発覚した場合
- (4) お客様が当社と係争中である場合
- (5) お客様が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかである場合、又はそうなった場合
- (6) お客様につき、差押え等の手続開始の申立てがなされている場合、租税滞納処分を受けている場合、手形・小切手の不渡処分を受けている場合、営業の廃止若しくは清算手続きが開始された場合等、お客様が行う取引が否認されるおそれや、清算、受渡し等が適切になされないおそれがあると当社が判断した場合
- (7) お客様が、本約款及び当社の他の約款又は規定、その他法令諸規則等に違反した場合
- (8) お客様が本約款で規定される禁止行為を行った場合
- (9) お客様が本サービスの利用の際し、当社からの指示等に従わなかった場合
- (10) お客様により登録された連絡先に合理的と認められる方法で連絡したにも関わらず、連絡が取れない場合
- (11) お客様が、反社会的勢力であることが判明し、又はその可能性があると当社が判断した場合
- (12) お客様が第10条第1項各号に該当するおそれがあるものと当社が判断した場合
- (13) その他、当社がお客様による本サービスの利用を不適切と判断した場合

(禁止行為)

第13条 お客様は、以下の行為を禁止されます。

- (1) 複数人が、一つのアカウントを共有すること
- (2) 一人が複数のアカウントを登録すること
- (3) 当社の営業の妨げとなる行為又は当社と競合する行為
- (4) 本サービスのサービス目的外の利用
- (5) お客様が、当社に、錯誤又は誤認を与えること
- (6) 金融商品取引法に違反する行為又はその精神に反する行為、その他法令・諸規則に反する行為
- (7) 公序良俗に反する行為、他のお客様顧客や当社への迷惑行為、当社とお客様顧客間の信義則に反する行為
- (8) 当社又は第三者の、著作権、商標権その他の知的財産権の侵害若しくはプライバシー

一の侵害

- (9) 当社又は本サービスの信用を損ねる行為
- (10) お客様のログイン認証情報及びセキュリティの探求、本サービスに係るコンピューター・システムの非公開情報等にアクセスし、又はアクセスしようとする行為
- (11) 当社のサーバー及び本サービスに係るコンピューター・システムに過度な負担をかける行為、又は本サービスに係るプラットフォーム及びコンピューター・システムの運営に支障・損害を与える行為、若しくはこれらを目的とする行為
- (12) 上記と類似する行為又はそのおそれがある行為その他当社が不相当と判断する行為

(取得の申込みの有効期間)

第 14 条 本サービスの利用を通じて、お客様による有価証券の取得の申込みの有効期間は、当社が別途定める期間の範囲内とします。

(有価証券の保護預り等)

第 15 条 お客様が本サービスのお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、保護預り口座が開設されます。

- 2. 有価証券の保護預りについては、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する有価証券に関しては電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款の定めに従い、それ以外の有価証券に関しては保護預り約款の定めにしたがい取扱うものとします。

(需要調査と抽選による割当)

第 16 条 当社は募集又は売出し対象の有価証券の需要を把握することを目的に需要調査を行う場合があります。

- 2. 募集又は売出しにおいて全体の申込金額が募集又は売出し金額を上回る場合、当社は当社の定める割当ルールによって公正かつ厳正に割当を行います。したがって、申込数量の一部又は全部が購入できない可能性があります。
- 3. 当社は割当ルールを開示しないものといたします。

(有価証券の取得の申込みの取消・変更)

第 17 条 お客様は、当社が定める時間内及び範囲内に限り、本サービスを通じた有価証券の取得の申込みの取消又は変更を行うことができます。

(約款の変更)

第 18 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたとき、又は当社が必要と認める場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに個別に電子情報処理組織を使用する方法、当社のウェブサイト上の掲示による方法又はその他相当の方法により周知します。お客様が効力発生時期以降も本サービスのご利用を中止等されない場合は、当該改定にご同意いただいたものとして取扱います。

(お預り金)

第 19 条 当社は、お客様からお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わ

ず利子等のお支払いはいたしません。

(料金)

第 20 条 お客様が本サービスのご利用に掛かる手数料等は別途定めるものとします。

(金銭の受渡方法)

第 21 条 お客様が本口座へ金銭を預け入れる場合は、当社所定の方法により行っていただくものとします。

2. お客様が本口座から金銭を引き出す場合においても当社所定の方法により行っていただくものとします。
3. お客様が当社所定の方法により本口座へ金銭を預け入れる場合において、当該預入を行った時期と本口座への反映までタイムラグが生じる可能性があります。

(事務処理の第三者への委託)

第 22 条 当社は、当社の業務の一部を外部に委託する場合があります。当該業務委託に伴いお客さまの個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、業務委託先において適切な保護措置が講じられていることを確認し、業務委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

2. 当社は株式会社 TRUSTDOCK に対して本人確認等に係る業務の一部を委託します。そのため、以下各号の事項についてあらかじめご同意いただくものとします。
 - (1) 本人確認等にかかる業務について、同社がリスクベースでの認証を行うこと
 - (2) お客様が同社の定める利用規約を遵守するものとする

[TRUSTDOCK 利用規約 URL](#)

(契約締結時交付書面（取引報告書）)

第 23 条 当社は、ご注文いただいた有価証券の取得につき約定売買等が成立したときは、金融商品取引法の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様に交付いたします（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。）ので、速やかにその内容をご確認ください。

(取引残高報告書)

第 24 条 当社は原則として3か月に1回以上、期間内のお取引内容及びお取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下同じです。）。ただし、直近に取引残高報告書を作成した日から1年間お取引がない場合は、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に交付いたします。

2. 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとみなします。取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、取引残高のご確認をいただく回答書（兼同意書）を送付させていただいた場合は、必ず当該回答書（兼同意書）をご返送ください。
3. 当社からの報告書等の記載内容についてご不審な点があるときは、速やかに当社カスタマーサポート宛に直接ご連絡ください。

(取引内容の確認)

第 25 条 本サービスによる取引注文の内容について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様の本サービス利用時における当社の記録内容に基づいて処理するものとします。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 当社は、お客様より届け出られた氏名、住所、電話番号等のお客様を特定する個人情報を、注意を払い適正に管理し、別に定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）により取扱うものとします。なお、当社の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）は、以下の通りです。

[プライバシーポリシー](#)

(届出事項の変更)

第 27 条 お客様は、本口座開設後、住所、電話番号、氏名等の届出事項につき変更があるときは、当社の定める方法により、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。

2. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社所定の方法により直ちにお届け出ください。

- (1) お客さまが差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けた場合
- (2) お客さまが民事再生手続開始、会社更生手続の開始、破産手続開始、特別清算開始その他これらに類する申立てを受け、又は自ら申立てた場合
- (3) お客さまが電子交換所又は電子記録債権法第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合

3. 前項の場合、当社は本約款に定める方法により本人確認をすることがあります。

(通知の効力)

第 28 条 お客様の届出による住所又は電子メールアドレスあてに、当社よりなされた諸通知が、転居や不在、変更や削除など当社の責に帰すことができない理由により、延滞し、又は到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(免責事項)

第 29 条 当社は、次の事由によりお客様及び第三者に生じた損害について、その責を負わないものとします。

- (1) 当社所定の本人認証がなされたうえで行われた本サービスの本人以外の者による利用により生じた損害
- (2) 通信回線、通信機器、コンピュータシステム機器の障害又は混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等により生じた損害で、当社の故意又は重過失に起因するものでないもの
- (3) 本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略又は中断により生じた損害で、当社の故意又は重過失に起因するものでないもの

- (4) お客様の認証番号、取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害で、当社の故意又は重過失に起因するものでないもの
- (5) 電信、郵便又は他金融機関の誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (6) 天災地変、政変、感染症、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭の授受又は有価証券の寄託の手續等が遅延し、又は不能となった場合に生じた損害
- (7) 所定の手續により返還の申出がなかったため、又は所定の手續に不備があったためにお預りした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害
- (8) 本サービスの利用に関し、お客様による本サービスの内容又はその利用方法についての誤解や理解不足等により生じた損害
- (9) 金銭の入出金や有価証券等の入出庫において、投資機会を逸失したことにより生じた損害
- (10) 当社の定めるところにより本人確認を行なったが本人と認められなかったため、求められた事項に応じなかったことによる損害。
- (11) 当社の定めるところにより本人確認を行い本人と認めて、求められた事項に応じたことによる損害。
- (12) 当社がお客様の振込先の指定預金口座、又はお客様が別に指定した口座に振り込んだことによる損害
- (13) 本約款に規定する当社の定める事項について変更がなされたことにより生じた損害
- (14) お客様に関する情報変更の届出がないこと、又は届出が遅延したことにより生じた損害
- (15) 本約款の規定に従う本サービスの解約に伴い生じた損害

(準拠法及び合意管轄)

第 30 条 この約款に関する準拠法は日本法とします。

2. お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社は、当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

3. 電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款

(趣旨)

第1条 この約款はお客様と三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、電子記録移転有価証券表示権利等の取引及び保護預り（以下「本取引等」といいます。）について権利義務関係を明確にすることを目的とします。なお、この約款に特段の定めがないものについては、当社の「約款集」の他の約款の定めによるものとします。なお、この約款の内容が、当社が定めるその他の各種約款・規定と矛盾又は抵触する場合、この約款の内容が優先するものとします。

(定義)

第2条 電子記録移転有価証券表示権利等とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定される権利をいい、金融商品取引法第2条第2項に規定される有価証券とみなされるもののうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限り、）に表示される場合に該当するものをいいます（以下、この約款では「ST」といいます。）。

(法令等の遵守)

第3条 お客様及び当社は本取引等の取扱いにあたり、この約款によるほか、法令並びに日本証券業協会等の諸規則を遵守するものといたします。

(個人情報及び非公開情報授受への同意)

第4条 本取引等をご利用されるお客様は、当社が、お客様の氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日、保有する ST の数量等の情報や、発送物の送付先や代理人に係る情報など ST 管理事務に必要な情報、マネー・ローンダリングの防止等を目的としたお客様確認を行う場合において必要な情報（以下「お客様情報」といいます。）を、当社の ST の保管管理業務等の委託先との間で相互に提供することを同意いただいたものとして取り扱います。ただし、当社の取り扱う ST の一部においては、別途当社の指定する確認書等においてご同意いただく手続を必要とします。

(ST の取引の利用)

第5条 お客様は ST の取引を行うにあたっては、当社において「証券取引約款」の規定に基づき、証券取引口座の開設申込を行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。

2. お客様は当社のインターネット取引による方法の他、当社が認める方法にて ST の取引を行うものとします。次に掲げる場合、お客様が当社にその取引の結果必要となる ST の発行・管理・移転等を行うシステム（以下「プラットフォーム」といいます。）における記録及び原簿等の書き換えの指図等（譲渡に係る承諾の依頼を含みます。以下同じ。）を行うことを委託したものといたします。なお、当社は ST のプラットフォームにおける記録及び原簿等の書き換えの指図等を他の会社へ委託することがあります。

(1) ST の取引に関する注文を行った場合

(2) お客様が、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地その他法令上原簿等に登録す

べき事項を変更する場合

3. 当社において取り扱う ST は、当社が定めるところにより指定するものといたします。
なお、当社は ST の取扱いについてお客様からお問い合わせがあった場合には、お客様にその取扱い可否を回答いたします。

(受渡日等)

- 第6条 ST の受渡日は、特に定めのある場合を除き、原則として取引の成立日から起算して2営業日以内とします。
2. 当社は、受渡日に、自ら又は前条第2項に基づく委託先をして、取引の成立内容に則してプラットフォームにおける ST の記録及び原簿等の書き換えの指図等を行うものといたします。

(プラットフォーム)

- 第7条 当社において取り扱う ST の取引及び管理に利用されるプラットフォームは別途定めるプラットフォームとするものとし、銘柄ごとにいずれのプラットフォームをプラットフォームとして使用するかは当社及び当該銘柄の発行会社の定めるところによります。
2. 銘柄ごとのプラットフォームについての情報は、当社が別途定める方法によりお知らせするものとします。

(ST の保管)

- 第8条 当社は、ST の保管にあたっては、当社が別途定める ST (以下「保護預り ST」といいます。)を、以下の方法によりお預かりします。
- (1) 当社は、保護預り ST を表示する財産的価値を移転するために必要なその他の情報(以下「秘密鍵等」といいます。)を、当社又は当社が秘密鍵等の管理を委託する第三者において責任を持って保管いたします。お客様は秘密鍵等を保有せず、お客様自身で ST を移転することはできません。
 - (2) 当社において保管するお客様名義の保護預り ST に対して、お客様は担保として質権等を設定することはできず、また当社においては質権等の設定の記録等の管理は行わないものといたします。
 - (3) 当社は保護預り ST に関する事項に関して、プラットフォーム上の名義人に対して、次の通知を行います。
 - (i) 発行会社等に関する ST の権利者としての地位に重大な変化を及ぼす事実
 - (ii) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - (iii) 発行会社等に関する合併その他の重要な事項
 - (4) 保護預り ST の償還金又は利金(分配金を含みます。)等の支払いがあるときは、当社がプラットフォーム上の名義人に代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。
2. 前項に定める保護預り ST 以外の ST については、当社ではお預かりいたしません。その場合、お客様にて管理いただく ST の流出等の損害については、当社はその責を負いません。
 3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する ST については、この約款の他の定めに関わらず、当該 ST の取引に伴う移転及び保管を行いません。
 - (1) 差押えを受けたものその他法令等の定めにより名義変更等を行うことを禁止された

もの

- (2) 法令等で禁止される譲渡又は質入れにかかるもの
- (3) 配当金、利子、収益分配金及び償還金等の処理に伴う原簿確定のための発行会社等が指定する移管停止期間にあるもの
- (4) 前各号のほか、当社が移転若しくは移管の取扱い又は保管を行うことが適当でない
と判断したもの

(特定口座への預け入れ)

第9条 お客様は、お客様が当社で特定口座を開設している場合であって、第2条に規定するSTのうち当社が認める銘柄（以下「指定ST」といいます。）について、特定口座へ預け入れすることができるものとします。

2. お客様は、特定口座へ預け入れを行う場合には、次の各号に掲げる譲渡以外の譲渡を行うことができません。

- (1) 当社への譲渡
- (2) 指定STを発行した法人に対して行う譲渡であって、当該譲渡に係る請求について当社を経由して行うもの
- (3) 租税特別措置法第37条の10第3項又は同法第37条の11第4項各号に規定する事由による譲渡であって、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるもの
- (4) その他当社が定める方法による譲渡

3. お客様が前項の規定に違反して同項各号に掲げる方法以外の方法で有償譲渡を行った場合、当社は、特定口座受入れSTの発行者に対する譲渡承諾の依頼並びにその取引の結果必要となるプラットフォームにおける記録及び原簿等の書き換え請求のいずれも行わず、これらを他の会社へ委託することも行わないものとします。

4. 前項の場合、お客様は、当該譲渡に係る内容を直ちに当社に通知するものとします。なお、当該譲渡が行われた指定STが特定口座内に残存している場合は、当社所定の手続きに従い処理するものとします。

5. その他、特定口座でのSTの取扱いに関しては、当社の「約款集」の他の約款によるものとしたします。

(他社からの移管に関する事項)

第10条 お客様のご都合により他の証券会社等で管理されるお客様名義のSTについて当社での保管へ変更を希望する場合、お客様はあらかじめ当社での取扱いが可能であるかを当社に確認するものとしたします。当社での取扱いがない場合は、移管することができません。

2. 当社での取扱いが可能である場合、お客様は当社所定のお手続きを行うものとしたします。

3. 前項のお手続きを行ったお客様は、他の証券会社等と当社との間のお客様名義のSTを移管するに際して必要となるお客様情報の通知又は取得を行うことにご同意いただいたものとして取り扱います。

4. 当社は、第8条第3項各号のいずれかに該当するSTについては、この約款の他の定めに関わらず、当該STについて移管のお取扱いをいたしません。

(他社への移管に関する事項)

- 第 11 条 お客様のご都合により他の証券会社等へプラットフォーム上に記録されたお客様名義の ST の保管の変更を希望される場合、お客様はあらかじめ移管希望先の証券会社等で取扱いが可能であるか確認するものといたします。移管先の証券会社等において取扱いがない場合は、移管することができません。
2. 他の証券会社での取扱いが可能である場合、お客様は当社所定のお手続きを行うものとします。
 3. 前項のお手続きを行ったお客様は、他の証券会社等と当社との間のお客様名義の ST を移管するに際して必要となるお客様情報の通知又は取得を行うことにご同意いただいたものとして取り扱います。
 4. 当社は、第 8 条第 3 項各号のいずれかに該当する ST については、この約款の他の定めに関わらず、当該 ST について移管のお取扱いをいたしません。

(免責事項)

- 第 12 条 当社は、本取引等に関して、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
- (1) 第 8 条第 1 項第 1 号により当社若しくは委託先会社が保管する秘密鍵等が第三者に流出又は不正に作成された場合で、かつ、当社に故意又は重過失がある場合以外の場合
 - (2) プラットフォームに障害が発生し、又は発行会社、信託契約の当事者又は原簿等を管理する者に法令違反行為又は過失があった場合で、かつ、当社に故意又は重過失がある場合以外の場合
 - (3) プラットフォームに存在する隠れた瑕疵が顕在化し、かつ、かかる瑕疵の存在につき事前に当社が認識していなかったことについて当社に重過失がある場合以外の場合
 - (4) 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害若しくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害若しくは瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本取引等の提供ができなくなった場合、又は本取引等の伝達遅延、誤謬若しくは欠陥が生じた場合
 - (5) お客様からの注文が、当社の重過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかった場合又は誤った発注となった場合。ただし、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無に関わらず、それまでに成立した取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。
 - (6) 本取引等に関して、入力されたお客様の ID 及びパスワードと、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認したうえで、当社が処理・反映した場合
 - (7) 本取引等で提供する情報につき、誤謬、欠陥があった場合で、かつ、当社に故意又は重過失がある場合以外の場合
 - (8) 本取引等で提供する情報につき、金融商品取引所等が公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している又は阻害するおそれがあると判断し、提供する情報の全部又は一部の変更又は中止を行った場合
 - (9) 天災地変、政変、感染症、同盟罷業、外貨事情の急変又は外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び有価証券の授受又は寄託の手續等が遅延し、又は不能となった場合

- (10) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由による本取引等の提供の中止、中断又は内容等の変更を行った場合

(システム障害時の注文)

- 第 13 条 お客様から当社が受託した注文が、明らかに当社が提供するシステムの不具合に起因して、執行の遅延若しくは不能となった状態である、と当社が判断した場合（お客様に帰属する通信機器、携帯電話、固定電話、インターネット通信回線等の不具合等、当社のシステムの不具合に起因しない場合を除きます。）には、当社の定める方法により注文内容等を精査・検証し、法令及び諸規則が認める範囲内で、かつ、必要に応じて、本来約定すべきであった価格で約定追加、約定取消、若しくは単価訂正等（以下「過誤訂正処理」といいます。）を行うことがあります。
2. 前項の過誤訂正処理を行う場合には、お客様の当社お知らせ欄への通知又はその他の方法で連絡します。お客様は過誤訂正処理を希望される場合には、所定の期限までに必要事項に回答するものとし、所定期日までに回答がない場合、当社の定める方法により処理するものとします。
3. 前 2 項の規定は、逸失利益及び機会損失には、適用しないものとします。

(相続、遺贈又は贈与に関する事項)

- 第 14 条 ST の相続、遺贈又は贈与を受けたお客様(以下「相続人等」と総称します。)は、当社に対して当該 ST の相続、遺贈又は贈与があった旨を速やかに届け出るものとします。
2. 相続人等が、前項の届出を行った時点において、証券取引口座を開設していない場合又はこの約款に合意していない場合、速やかに証券取引口座を開設し、またこの約款に合意するものとします。ただし、「証券取引約款」等の規定に従い、当社は、相続人等による証券取引口座の開設及び ST の取引をお断りすることがあります。
3. この約款に合意した相続人等は、相続、遺贈又は贈与を受けた ST の移管又は移転のために必要な当社所定のお手続きを行うものとします。
4. 前 3 項の定めに関わらず、特定口座受入 ST の相続、遺贈又は贈与の場合、相続又は遺贈の場合は 相続人等が、贈与の場合は贈与を行ったお客様が、当社に対して、当該特定口座受入 ST の相続、遺贈又は贈与があった旨を直ちに通知しなければならないものとします。この場合、特定口座受入 ST の移管は、当社所定の手続きに従って行うものとします。

(差押え等)

- 第 15 条 当社は、お客様に以下の事由が発生した場合、直ちに以下に定めるとおりお客様の証券取引口座を停止し、ST の譲渡及び配当金等の支払いを停止します。ただし、当社の取り扱う ST の一部について、当社が別途お客様の証券取引口座の停止、ST の譲渡又は配当金等の支払の停止等に関する措置を定めた場合は、当該措置につきお客様に通知するものとします。
- (1) お客様の ST につき裁判所から仮差押命令又は差押命令の送達があった場合(この場合、当該差押送達等の対象である ST に関する譲渡及び配当金等の支払いを停止します。ただし、当社が当該送達の名宛人である場合は、当該命令の内容に従った措置

をとるものとしします。)

- (2) お客様が国税又は地方税を滞納したことにより、国税徴収法又は地方税法に基づく滞納処分として、お客様の保有する ST の差押えに係る債権差押通知書の送達があった場合(この場合、当該滞納処分としての差押送達の対象である ST に関する譲渡及び配当金等の支払いを停止します。ただし、当社が当該送達の名宛人である場合は、当該命令の内容に従った措置をとるものとしします。)
 - (3) お客様につき裁判所若しくは管財人から破産手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定若しくは民事再生手続における管理命令の発令があった場合(この場合、お客様が保有するすべての ST に関する譲渡及び配当金等の支払いを停止します。)
2. 前項第 3 号の場合、管財人から、証券取引口座におけるお客様の名義を変更するため、又はお客様の ST につき管財人が当社に開設する証券取引口座に移管するために、当社の指定する書類の提出があったときは、当社は、当該名義の変更又は口座の移管を行うものとしします。

(解約に関する確認事項)

- 第 16 条 「証券取引約款」等の規定による解約によるもののほか、本取引等が不正に使用されるおそれがあるものと当社が判断したときは、当社は本取引等の使用を制限し、又はサービスを解約することがあります。
2. 「証券取引約款」等の規定又は前項によってサービスが解約された場合、当社は、プラットフォーム上に記録されたお客様名義の保護預り ST を取扱いのある他の証券会社等に移管いただくか、当社の所定の手続きで換金等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(合意管轄)

- 第 17 条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとしします。

(約款の変更)

- 第 18 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたとき、又は当社が必要と認める場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに個別に電子情報処理組織を使用する方法、インターネット又はその他相当の方法により周知します。お客様が効力発生時期以降も当社サービスのご利用を中止等されない場合は、当該改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以 上

4. 特定口座に係る上場株式等保管委託約款

(趣旨)

第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）において設定する租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

(特定口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が当社に特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出又は電磁的方法により提出していただき、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の開設ができるものとします。

2. お客様が前項に定める特定口座開設届出書を提出する際には、併せて租税特別措置法第37条の11の3第4項に定める書類を提出する等の当社が定める方法により、お客様の情報（氏名、生年月日、住所及び個人番号）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。
3. お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ当社に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出又は電磁的方法により提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後、特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を希望しない旨の申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとしたします。
4. お客様が当社に対して、租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出又は電磁的方法により提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以降、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出を行うことはできません。

(特定口座を通じた取引)

第3条 お客様が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、第2条（特定口座開設届出書等の提出）の届出書等の提出がなされた場合には、特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

(特定保管勘定における保管の委託等)

第4条 上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

(所得金額等の計算)

第5条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法その他関係法

令及び政省令に基づき行われます。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

第6条 当社はお客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。

- (1) お客様が第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当社が行う上場株式等の募集又は売出しの取扱いにより取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- (2) 当社以外の金融商品取引業者に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管（一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等がすべて移管される場合に限ります。）された上場株式等
- (3) お客様が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）、遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は贈与により取得した当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る包括遺贈者又は当該贈与をした者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- (4) 特定口座内保管上場株式等につき、特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (5) 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

(源泉徴収)

第7条 当社は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4、地方税法第71条51、その他関係法令及び政省令の規定に基づき、所得税及び地方税(道府県民税株式等譲渡所得割)の源泉徴収を行います。

(譲渡の方法)

第8条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への譲渡による方法、その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第9条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社はお客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第10条 当社は、第6条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第2号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

（相続、遺贈又は贈与による特定口座への受入れ）

第11条 当社は、第6条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第3号に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号及び第26号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号又は第26号及び同条第15項から第17項まで若しくは同条第19項から第21項まで又は同法第25条の10の5に定めるところにより行います。

（年間取引報告書等の送付）

第12条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日（第14条（契約の解除）第（1）号によりこの契約が解除されたときは、その解除日の属する月の翌月末日）までにお客様へ交付いたします。

- 2.前項に関わらず、租税特別措置法第37条の11の3第8項の定めに該当する場合には、請求があるときを除き、交付を省略させていただきます。
- 3.特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。
- 4.当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

（届出事項の変更）

第13条 第2条（特定口座開設届出書等の提出）に基づく特定口座開設届出書の提出後、その届出事項に変更があったときに租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項に該当するときには、遅滞なく同項に定める特定口座異動届出書及び変更事項に応じた本人確認等書類を提出又は電磁的方法により提出していただきます。

- 2.お客様が第2条（特定口座開設届出書等の提出）第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されている場合、これを廃止するときには、年最初の特定口座での譲渡等の決済が行われる以前に特定口座異動届出書を提出又は電磁的方法により提出していただきます。

（契約の解除）

第14条 次の各号の一に該当したときは、この約款に基づく契約は解除され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

- （1）お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- （2）お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- （3）お客様の相続人等から租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座

開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

- (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (5) お客様がこの約款を含む当社の約款集、その他法令諸規則等に違反した場合
- (6) お客様がこの約款の変更不同意するとき
- (7) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
- (8) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合
- (9) その他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(特定口座に係る事務)

第 15 条 特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

(免責事項)

第 16 条 お客様が第 13 条（届出事項の変更）の変更手続きを怠ったこと、その他当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。

(法令・諸規則等の適用)

第 17 条 この約款に定めのない事項については、当社が定める約款集その他の契約条項の他、租税特別措置法、地方税法、関その他の法令諸規則にしたがって、取扱うものといたします。

(準拠法及び合意管轄)

第 18 条 この約款に関する準拠法は、日本法とします。

- 2. お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 19 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたとき、又は当社が必要と認める場合には民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに個別に電子情報処理組織を使用する方法、インターネット又はその他相当の方法により周知します。お客様が効力発生時期以降も当社サービスのご利用を中止等されない場合は、当該改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

5. 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

(趣旨)

第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために、お客様（個人のお客様に限ります。）が三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）に開設する特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にすることを目的として定めるものです。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第2条 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

(1) 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの（累積投資取引により取得した株式のうち単元未満株の配当等を除きます。）

2. 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出又は電磁的方法により提出しなければなりません。

2. お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出又は電磁的方法により提出しなければなりません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第4条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

(所得金額等の計算)

第5条 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

(契約の解除)

第6条 次の各号に該当したときは、この契約は解除され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

- (1) お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- (2) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (3) お客様の相続人等から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (5) お客様がこの約款を含む当社の約款集、その他法令諸規則等に違反した場合
- (6) お客様がこの約款の変更に同意しないとき
- (7) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
- (8) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合
- (9) その他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(合意管轄)

第7条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたとき、又は当社が必要と認める場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに個別に電子情報処理組織を使用する方法、インターネット又はその他相当の方法により周知します。お客様が効力発生時期以降も当社サービスのご利用を中止等されない場合は、当該改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

6. 保護預り約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款(以下「本保護預り約款」といいます。)は、お客様と三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(保護預り証券)

第2条 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

2. 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済に係るものであるときは、決済会社が定めるところによりお預りします。
3. この約款に従ってお預りした証券を、以下「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

1. 保護預り証券については、当社又は当社が指定する保管機関等において安全確実に保管します。
2. 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
3. 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
4. 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

(混合保管等に関する同意事項)

第4条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること
- (2) 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

(共通番号の届出)

第5条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第6条 保護預り口座設定のお申込みの際に、お客様にご入力頂いた住所、氏名、生年月日、共通番号等をもって、お届けの住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

(保護預り証券の口座処理)

第7条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

2. 決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

(お客様への連絡事項)

第8条 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますので、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の[カスタマーサポート](#)に直接ご連絡ください。

2. 当社は、前項の規定に関わらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(名義書換等の手続きの代行等)

第9条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

2. 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(償還金等の代理受領)

第10条 保護預り証券の償還金又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(保護預り証券の返還)

第11条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第12条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 保護預り証券を売却される場合
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示がお客様からあった場合
- (3) 当社が第10条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

(届出事項の変更手続き)

第13条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の書類をご提出していただくことがあります。

- 2. 前項によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

(保護預り管理料)

第14条 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をお支払いいただくことがあります。

- 2. 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

(解 約)

第15条 次に掲げる場合は、本保護預り約款に基づく契約は解約されます。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) 保護預り証券の残高がない場合
- (3) 「証券取引約款」に定める解約事由のいずれかに該当する場合

(解約時の取扱い)

第16条 前条に基づく解約に関しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

- 2. 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(公示催告等の調査等の免除)

第17条 当社は、保護預り証券に係る公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第19条 当社は、「証券取引約款」に定める免責事項の各規定に従い、お客様及び第三者に生じた損害について、その責を負わないものとします。

(この約款の変更)

第 20 条 この約款は、法令、監督官庁の指示、金融商品取引所若しくは日本証券業協会等が定める諸規則の変更があった場合、又は当社が必要と認める場合に、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに個別に電子情報処理組織を使用する方法、当社 Web サイト上の掲示による方法又はその他相当の方法により周知します。お客様が効力発生時期以降も当社サービスのご利用を中止等されない場合は、当該改定にご同意いただいたものとして取扱います。

(個人情報等の取扱い)

第 21 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (F A T C A) 上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- (3) F A T C A の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

(合意管轄)

第 22 条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上